

# 館林市避難行動要支援者避難支援プラン

## 【全体計画】

令和4年2月

館 林 市

# 目 次

第1章 総則	1
1 目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の構成	1
4 要配慮者及び避難行動要支援者の定義	2
第2章 避難支援体制	3
1 避難行動要支援者の支援体制(全体像)	3
2 要支援者の避難支援体制	3
3 市の避難支援体制	4
4 地域における支援体制づくり	4
第3章 避難行動要支援者情報の活用	5
1 避難行動要支援者名簿	5
2 避難行動要支援者名簿への登録	6
3 個別避難計画	7
4 避難行動要支援者情報の適正管理	8
第4章 避難行動の支援及び安否確認	9
1 避難情報等の伝達	9
2 避難誘導及び搬送	11
3 安否確認	11

# 第1章 総則

## 1 目的

この計画は、風水害が発生し、又は風水害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」といいます。）に自ら避難をすることが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする避難行動要支援者（以下「要支援者」といいます。）の避難支援を実施するために必要な事項を定め、市民一人ひとりの「自助」、地域の助け合いや支え合いによる「共助」、市、消防機関、警察等の公的機関による「公助」に基づく支援の体制を整備することで、安心して暮らすことができる地域づくりの推進を目的とします。

## 2 計画の位置付け

この計画は、館林市地域防災計画（以下「防災計画」といいます。）における要支援者対策に関する事項について具体化を図り、要支援者の避難支援のための基本的なルールを定めるものです。

## 3 計画の構成

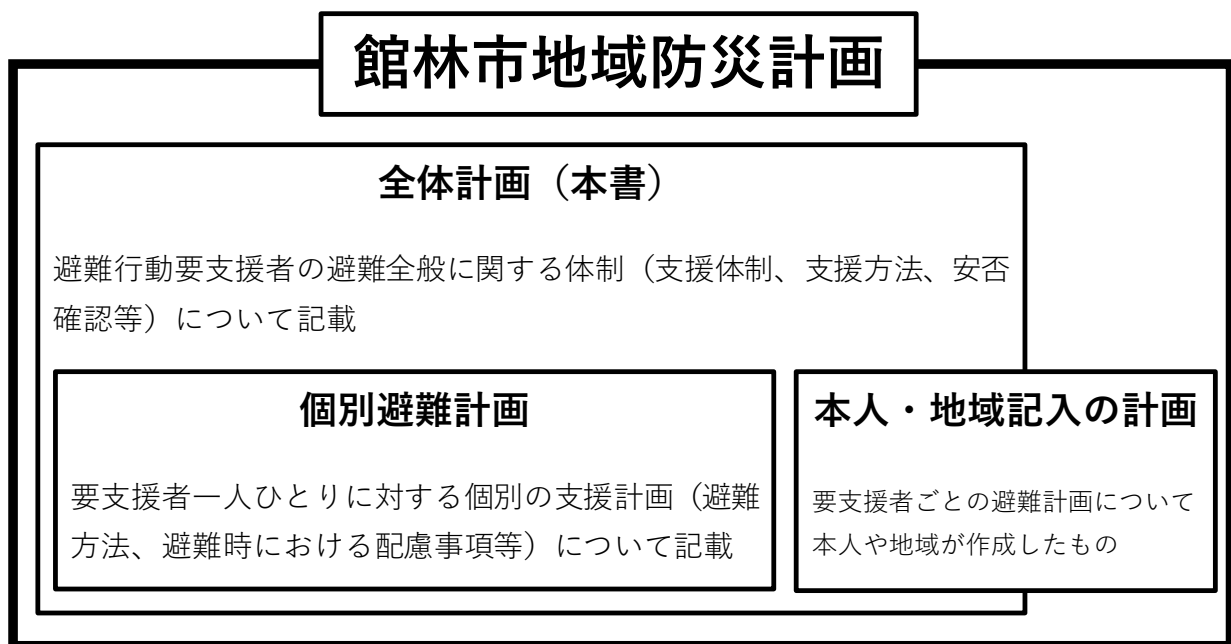
要支援者対策を推進するに当たっては、防災計画に基づき、基本的な事項について定める全体計画（本書）と要支援者一人ひとりの状態や状況等を記載した個別避難計画を作成するものとします。

全体計画では、支援体制、支援方法、安否確認等、要支援者支援に関する基本的な事項を定めます。

個別避難計画では、要支援者一人ひとりの所在、生活状況、心身の状態、避難の方法、避難時に配慮が必要な事項等の具体的な事項を記載します。

また、本人やその家族、自治会、自主防災組織等が作成し市に提出されたもので、必要な情報が記載された避難計画も個別避難計画と同様の取り扱いとします。

【要支援者避難支援プラン構成図】



#### 4 要配慮者及び避難行動要支援者の定義

##### (1)要配慮者

要配慮者とは、災害時に限定せず一般に配慮を要する者を意味し、具体的には、高齢者、障がい者（障がい児も含む）、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等をいいます。

##### (2)避難行動要支援者

要支援者とは、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする方をいいます。

本計画において要支援者の対象となる方は、原則本市に住民登録をしており、市内に在宅で居住している方で、次のいずれかに該当する方とします。

【避難行動要支援者の対象者】

区分	対象者の範囲	
要介護者	要介護3・4・5	
障がい者 (障がい児含む)	視覚障がい	1級・2級
	聴覚障がい	2級
	上肢機能障がい	1級・2級
	下肢機能障がい	1級・2級・3級
	体幹機能障がい	1級・2級・3級
	知的障がい	A1・A2・A3・A重・A中
	精神障がい	1級・2級かつ実質単身世帯
その他	上記と同程度の方で、市長が避難行動要支援者と認める方	

上記対象者に該当する方で、第三者による支援がなければ情報の入手又は判断が困難な方及び自力での円滑かつ迅速な避難が困難な在宅の方の避難支援を優先し、自力避難が可能な方はご自身で避難いただくことで、真に避難支援を要する方を重点的に支援する必要があります。

よって、個別避難計画を優先的に作成するのは、避難時の支援がなければ生死に関わる方とし、ハザードの状況（ハザードブック上、危険な場所に居住する方）、本人の心身状況（医療機器用の電源喪失等が命に係わる方等）、居住実態等（家族が高齢者や障がい者等の場合や、世帯に複数の要支援者がいる等、要支援者本人が独り残されて被災する可能性がある場合）を考慮します。

なお、上記対象者に該当しなくとも災害時避難に不安がある方は、自ら申告いただくことで、個別に調査をするものとします。その際、支援の必要性については、本人の状況や状態を十分に考慮するものとします。

## 第2章 避難支援体制

### 1 避難行動要支援者の支援体制（全体像）

要支援者の避難支援に当たっては、平常時から市と地域住民及び消防機関、警察、福祉関係者等との連携を図り、要支援者と支援に関係する方との協力関係を醸成するとともに、市は、要支援者の避難支援に関する知識や制度の普及啓発に努め、災害時に迅速に対応できるよう支援体制を整備します。

また、避難支援者は要支援者に対し、その結果について法的な責任や義務を負うものではなく、あくまで避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高める位置づけです。

### 2 要支援者の避難支援体制

#### (1)地域支援者

要支援者の支援に当たっては、家族や近隣住民等、要支援者のすぐ近くで生活している方の助け合いや支え合いによる支援が最も効果的であると考えられます。

この計画において、地域支援者とは、要支援者の支援を直接行う家族や近隣住民等の方をいい、その役割については次のとおりとし、要支援者からの自主申告をもとにして決めていきます。

#### 【地域支援者の役割】

平常時	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 普段からの声かけや相談等日常生活の見守り活動</li><li>・ 要支援者の状況の把握と市への連絡</li><li>・ 個別避難計画の作成及び作成支援</li></ul>
災害時	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 要支援者への避難情報その他の災害情報の伝達</li><li>・ 要支援者に対する避難所等への避難誘導及び搬送</li><li>・ 要支援者の安否確認</li><li>・ 要支援者が避難所滞在時における生活支援</li></ul>

#### (2)支援の実施に携わる関係者（関係機関）

要支援者の支援に当たっては、支援を直接に行う地域支援者では救助が困難で、避難時に特に支援を要する方については市役所と消防、警察等の関係機関により可能な範囲で避難支援をしていきます。

この計画において、関係機関とは要支援者の支援の実施に携わる関係者であり、次に掲げる個人や団体とします。

#### 【関係機関】

- ① 行政区
- ② 自主防災組織
- ③ 民生委員・児童委員
- ④ 館林市社会福祉協議会支部
- ⑤ 福祉専門職（ケアマネジャー、相談支援専門員等）
- ⑥ 消防機関
- ⑦ 警察機関
- ⑧ 上記に掲げるもののほか市長が必要と認めるもの

### 3 市の避難支援体制

#### (1)平常時における支援体制

安全安心課、社会福祉課、高齢者支援課、介護保険課、館林市社会福祉協議会において組織横断的なワーキンググループを設置し、庁外関係団体とも連携を図ります。そのうえで個別避難計画の作成、要支援者情報の共有、避難支援者との調整を行います。

#### (2)災害時における支援体制

災害対策本部内に安全安心課、社会福祉課、高齢者支援課、介護保険課合同による避難支援体制を設置。要支援者に対する避難情報の伝達、避難状況の把握、安否確認、避難支援者との連絡、各避難所との連絡を行います。

### 4 地域における支援体制づくり

#### (1)防災意識の啓発

災害による被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりが日ごろから災害に備え、自分の身は自分で守るという「自助」、そして、行政区、自主防災組織等が主体となった地域住民の助け合いや支え合いによる「共助」の意識と行動が重要です。

市は、災害時の備えや心得について、防災に関する資料（館林市ハザードブック等）の配布、防災訓練の支援、出前講座や説明会等を実施して、自助の意識啓発や、避難支援者への防災情報の周知に努めます。

#### (2)避難行動要支援者に関する知識、本計画の普及啓発

要支援者の支援に当たっては、防災意識の向上だけではなく、家族や近隣住民、地域の方等要支援者の身近な方々の協力が極めて重要です。

市は、地域が一体となった支援の実施を目指して、行政区、自主防災組織等を通じ、要支援者に関する知識や本計画について避難支援者への周知及び普及啓発を図っていきます。

#### (3)地区防災計画

市では、地域住民による「自助」、「共助」の取組として、地域独自の防災ルールで取り決める「地区防災計画」の策定支援を行っています。「地区防災計画」では、要支援者対策として地区版の個別避難計画である「お助け名簿」の作成を進めているため、各地区で作成した場合には、個別避難計画と同様の取り扱いとします。

また、地区防災計画における要支援者対策では、自力避難が可能な「健康加齢者」を中心に、出来る限り「共助」として地区で支援していただき、個別避難計画では、地区防災計画で支援の手が回らない方を「公助」として避難支援を行います。

## 第3章 避難行動要支援者情報の活用

### 1 避難行動要支援者名簿

#### (1) 避難行動要支援者名簿の作成、更新

市は、市の保有する要配慮者に関する情報に基づき、要支援者の支援を実施するための基礎資料とするため、要支援者の全体的な状況の把握、要支援者の災害時の避難行動の支援や安否確認に利用することを目的として、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」といいます。）を作成します。

なお、名簿は災害対策基本法第49条の11において作成が義務付けられており、防災計画において規定されています。

#### 【避難行動要支援者名簿に記載又は記録する事項】

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

#### (2) 避難行動要支援者情報の収集と共有

名簿の作成、更新に当たっては、名簿の作成に必要な限度で、市の保有する情報に基づき把握している要配慮者に関する情報から、必要に応じて関係機関の協力を得ながら名簿を作成し、個別訪問や通知発送等の手段を用いて更新に必要なとなる要支援者に関する情報を収集し、市において共有するものとしします。

#### (3) 市の内部における名簿情報の利用

名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」といいます。）は、要支援者の支援のために必要な限度で、市の内部で共有できるものとしします。（災害対策基本法第49条の11）

#### (4) 関係機関への名簿情報の提供

市は、災害の発生に備え、又は災害時に要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認められるときは、要支援者の支援に必要な限度で、本人の同意を得て、名簿情報を3ページに記載した関係機関に提供できるものとしします。なお、この際の「同意」とは、口頭か書面かを問わず、状況に照らし本人が実質的に同意していると判断できたものとしします。また、親権者や法定代理人等（以下「代理人」といいます。）から得た同意も有効としします。

## 2 避難行動要支援者名簿への登録

### (1)名簿登録の申請

要支援者本人又は家族や近隣住民、関係者、代理人が、要支援者として名簿への登録を希望する場合は、市に申請するものとします。

登録の申請に当たっては、要支援者の支援のために必要な情報を関係機関に提供することに同意するものとします。

### (2)名簿の登録事項の変更、修正

災害時の迅速かつ的確な支援を実施するためには、要支援者の情報をできる限り最新の状況や状態で名簿に登録しておく必要があります。要支援者の名簿の登録事項に変更があった場合は、本人又は家族や近隣住民、関係者、代理人が速やかに変更の届出を行うものとします。

市は、届出事項等を調査し、速やかに台帳の変更事項を修正するものとします。なお、届出がない場合でも、市が台帳の名簿の登録事項に異動があったことを確認したときは、異動事項を修正することができるものとします。

### (3)名簿登録の抹消

届出がない場合であっても、市において、次のいずれかに該当することを確認した場合は、名簿の登録を抹消することができるものとします。また、要支援者が名簿の登録の抹消を求める場合は、本人又は代理人が登録の抹消を届け出るものとします。

#### 【市が届出によらず登録を抹消できる場合】

- ① 要支援者本人が死亡したとき
- ② 要支援者本人が館林市外に転出したとき
- ③ 要支援者の対象範囲に該当しなくなったとき
- ④ その他、市長が支援登録を抹消することが適当と認めるとき



### 3 個別避難計画

#### (1)個別避難計画の作成及び情報の収集

市は、要支援者が障がい等によって自ら避難することが困難である場合も想定されるため、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、関係機関とも連携を図りながら、平常時より要支援者に関する情報を把握し、名簿に登録した要支援者について、個別避難計画を作成するものとします。そのうち、災害時に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする方について、ハザードの状況、本人の心身状況、居住実態等を勘案したうえで、優先的に個別避難計画を作成するものとします。

また、個別避難計画の作成に当たっては、福祉専門職等が要支援者またはその家族等から同意を得たうえで直接聞き取りを行い作成するほか、本人やその家族、自治会、自主防災組織等が作成し市に提出されたもので、必要な情報が記載された避難計画も個別避難計画と同様の取り扱いとします。

災害時には、作成した個別避難計画に基づき避難支援を行うものとします。その際の避難支援については個別避難計画において事前に定めた避難支援者が行います。

なお、個別避難計画の作成完了時に、記載内容を要支援者本人や家族が確認するものとし、作成した個別避難計画については、計画書を原本として市が保管するとともに、避難支援者に対し、控えとして計画書の写しを交付して両者が保管するものとします。

#### 【個別避難計画に記載又は記録する事項】

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 氏名       | ⑦ 避難先       |
| ② 生年月日     | ⑧ 緊急時の連絡先   |
| ③ 住所（又は居所） | ⑨ 避難支援者の情報  |
| ④ 性別       | ⑩ 避難時配慮事項   |
| ⑤ 電話番号     | ⑪ 特記事項      |
| ⑥ 同居家族等    | ⑫ 避難支援時留意事項 |

#### (2)市の内部における個別避難計画の情報の利用

個別避難計画に記載された情報は、要支援者の支援に必要な限度で、市の内部で共有できるものとします。（災害対策基本法第49条の11）

#### (3)関係機関への個別避難計画の情報の提供

個別避難計画は、災害時において、要支援者の生命または身体を保護するために特に必要があるときは、市は要支援者本人の同意を得ずに、要支援者の支援実施に必要な限度で、個別避難計画の情報を関係機関に提供できるものとします。（災害対策基本法第49条の11第3項）ただし、提供できる個別避難計画の情報については、関係機関が直接支援を実施する要支援者に関する範囲に限るものとします。

#### 4 避難行動要支援者情報の適正管理

##### (1)市の内部における名簿及び個別避難計画の管理

名簿及び個別避難計画の原本は、市において電子データ及び文書として保管します。

電子データについては、要支援者に関する情報を管理するとともにデータベース化を図ります。また、情報の使用に当たっては、個別 ID 及びパスワードによる使用者の制限を行う等して、情報セキュリティ管理の徹底を図ります。また、災害による停電等を考慮し、紙媒体でも保管することとし、文書については、指定された保管場所において施錠管理する等して、適切に保管するものとします。

##### (2)守秘義務及び情報の適正管理

市は、関係機関に対して名簿及び個別避難計画情報を提供する場合は、要支援者の支援に関する守秘義務及び情報の適正管理を徹底するため、下記の事項を遵守させるものとします。（災害対策基本法第49条の13）

#### 【守秘義務及び情報の適正管理】

- ① 正当な理由なく、要支援者の支援に関して知り得たすべての秘密を漏えいしないこと。
- ② 支援以外の目的で名簿又は個別避難計画の写しを使用し、又は複製及び転写しないこと。
- ③ 名簿又は個別避難計画の写しを第三者に提供しないこと。
- ④ 名簿又は個別避難計画の写しを毀損又は紛失しないよう厳重に保管すること。
- ⑤ 名簿又は個別避難計画の写しを紛失したときは、直ちに市長に報告すること。
- ⑥ 名簿又は個別避難計画の写しの返還を請求されたとき又は保管する必要がなくなったときは、直ちに市長に返還すること。

##### (3)情報の取り扱いに係る指示及び調査

市は、関係機関に対して名簿情報又は登録情報を提供した場合は、提供先を常に把握しておくとともに、必要に応じて名簿又は個別避難計画の写しの取り扱いや保管について、指示又は調査を行うものとします。

##### (4)個別避難計画の更新

個別避難計画の更新は、名簿の更新にあわせて年に1回行うものとします。また、本人または避難支援者から市へ変更の届出があった場合には随時修正を行います。なお届出後は、市が対象者ごとに調査を行い個別避難計画の作成、更新していくものとします。

## 第4章 避難行動の支援及び安否確認

### 1 避難情報等の伝達

#### (1)情報伝達手段の整備

市は、避難情報その他の災害情報が要支援者に迅速に伝達されるよう、要支援者の状態及び災害の種類や状況に応じて、特定的手段に偏ることなく、複数の手段を活用した情報伝達手段の確保を図ることとします。また、要支援者の心身の状態によっては、的確な情報伝達が困難な場合も想定されることから、それぞれの特性に応じた多様な情報伝達手段の整備に努めることとします。

#### 【主な情報伝達手段】

##### ○視覚障がいの方に向けたもの

- ・戸別受信機
- ・防災スピーカーによる放送や拡声器等を使用した呼びかけ
- ・広報車による広報
- ・報道機関を通じた広報
- ・個別訪問

##### ○聴覚障がいの方に向けたもの

- ・市ホームページへの掲示
- ・たてばやし防災情報伝達システム（アプリ、メール）による配信
- ・SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のインターネットを通じた情報提供
- ・報道機関を通じた広報
- ・携帯電話事業者が提供する緊急速報メール
- ・個別訪問

##### ○その他

- ・広報誌の発行
- ・避難所、公共施設等の掲示板
- ・新聞折り込み 等

※災害時において必ずしもすべての手段を実行できるわけではありません。

## (2)避難情報の発令

市は、気象情報、河川情報その他の災害情報を収集し、災害から身を守るために避難の必要があると判断したときは、災害の種類や状況に応じて避難区域を定め、避難情報を発令します。

避難情報には、「警戒レベル4 避難指示」、「警戒レベル3 高齢者等避難」があり、発令の目安ととるべき行動は下表のとおりです。

要支援者については、避難に時間を要する可能性が高いため、その多くが「警戒レベル3 高齢者等避難」が発令された段階で速やかに避難行動を開始する必要があります。

### 【参考：警戒レベル別、とるべき行動の目安】

警戒レベル	避難情報等	雨の情報 (気象庁)	川の情報 (国土交通省)	とるべき行動
5	緊急安全確保	大雨特別警報	氾濫発生情報	・命の危険があるため、直ちに安全を確保する行動をとる。
4	避難指示	—	氾濫危険情報	・危険な場所から全員避難する。 ・避難中の方は、速やかに避難行動を完了する。 ・避難場所までの移動が危険と自ら判断する場合には、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所への緊急の避難をする。
3	高齢者等避難	大雨・洪水警報	氾濫警戒情報	・危険な場所から高齢者等は避難する。 ・避難支援者は支援行動を開始する。 ・その他の方は必要に応じ、自主的に避難する。
2	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）	大雨・洪水注意報	氾濫注意情報	・自らの避難行動を確認する。
1	早期注意情報（気象庁）	早期注意情報	—	・災害への心構えを高める。

## 2 避難誘導及び搬送

### (1)避難誘導の手段

要支援者の避難行動については避難に時間を要する可能性が高いため、「警戒レベル3 高齢者等避難」が発令された段階で速やかに開始する必要があります。避難所等への避難誘導や搬送を開始する際には、個別避難計画に記載された避難支援者が避難を促すことを基本とします。

避難支援者は、「警戒レベル3 高齢者等避難」が発令されたときは、まずご自身やその家族の安全を確保したうえで、要支援者やその家族等に速やかに連絡を行い、迅速な避難を促すとともに、可能な範囲で避難所等への避難誘導や搬送等の支援を開始するものとし、要支援者の安全確保に十分配慮しながら避難誘導を行うものとし、なお、避難支援者は要支援者に対し、その結果について法的な責任や義務を負うものではなく、あくまで避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高める位置づけです。

市においては、災害対策本部設置時は、関係機関と連携、協力し、要支援者の避難誘導や搬送を行います。

## 3 安否確認

### (1)安否確認の方法

個別避難計画において在宅避難と指定され、避難所に避難しない要支援者の安否確認は、災害時には避難支援者が、電話や直接訪問による安否確認をするものとし、

避難後の安否確認については、避難所に配備された市職員が中心となり、名簿を基礎とし、必要に応じて住民基本台帳等の平常時から市が保有している情報も活用するものとし、あわせて、避難所ごとに安否情報の集約をしたうえで、災害対策本部への報告を行うものとし、市は、これらの情報と避難者名簿等の避難状況が把握できる書類を照合し、確実な安否確認の実施に努めるものとし、

また、市は、避難所以外の場所（親類や知人の家等）に避難した要支援者の安否について、関係機関等の協力を得て情報の収集を行うものとし、要支援者本人やその家族等は、個別避難計画において定められた避難所以外の場所に避難した場合、その旨を避難支援者、市の災害対策本部に速やかに連絡するよう努め、市が行う安否情報の集約にできる限り協力するものとし、

### (2)個別避難計画内で立ち退き避難を選択していながら取り残された要支援者の安否確認

市は、居宅に取り残された可能性の高い要支援者がいることを確認した場合は、居住地の浸水状況も勘案したうえで、直ちに消防、警察機関等に協力を要請し、迅速な救助に努めるものとし、